

財 関 第 8 5 6 号
令和元年6月28日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 中 江 元 哉
(公印省略)

外国貿易等に関する統計基本通達の一部改正について

関税法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第41号）の施行に伴い、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）等の一部を下記のとおり改正し、令和元年7月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

外国貿易等に関する統計基本通達の一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。